

## あ と が き

弘前学院大学大学院社会福祉学研究科教授

紀要編集委員長・教育学博士 野 口 伐 名

この度、弘前学院大学大学院社会福祉学研究科の研究紀要「社会福祉学研究第4号」を刊行しましたのでお届けいたします。この研究紀要は、第一部の2008（平成20）年度本大学院社会福祉学研究科修了生の修士論文の抄録と、第二部の本大学院社会福祉学研究科教員の研究論文との二部から構成されています。

本学社会福祉学研究科は、畏神愛人のキリスト教の福祉理念に基づいて、社会福祉制度や人間福祉行政の利用者或いは受益者である住民一人ひとりの側に立って社会福祉・人間福祉問題を考え、地域社会の或は個々の住民の福祉問題に着目して、これらの解決方を考究しています。それは、本大学院社会福祉学研究科の社会福祉の学問的成果を世に問い、広く社会福祉・人間福祉の構築に貢献しようとするものです。本号の執筆者のステイタスは、次のようになっています。

### 第一部 修士論文の抄録

中村純子 弘前学院大学大学院社会福祉学研究科2008（平成20）年度修了生

似鳥裕子 弘前学院大学大学院社会福祉学研究科2008（平成20）年度修了生

小川あゆみ 弘前学院大学大学院社会福祉学研究科2008（平成20）年度修了生

### 第二部 研究論文

野口 伐名 弘前学院大学大学院社会福祉学研究科教授（児童家庭福祉論）

八巻 正治 弘前学院大学大学院社会福祉学研究科教授（障害者福祉論）

斎藤 繁 弘前学院大学大学院社会福祉学研究科研究科長教授（高齢者福祉心理論）

社会保険事務所の厚生年金記録改ざん問題や急激な景気悪化のために非正規労働者（派遣、フリーター、女性、在日外国人）の契約を打ち切る「非正規切り」、そして総額二兆円の定額給付金などに端的に見られるように、今、日本は、日本国憲法第12・13・22・23・29条に規定されている「公共の福祉」のあり方が、社会福祉（社会保障）の観点から改めて問われようとしているように思えます。「公共の福祉」とは、一般に「人権相互の矛盾衝突を調整するために認められる衡平の原理のこと」（ウィキペディア）で、「この矛盾するもの同士をうまく立てていこうとする考えのこと」（[www.geocities.co.jp](http://www.geocities.co.jp)）を意味しています。しかしながら、この衡平の原理である「公共の福祉」は、「解釈適用する者の考え方に大きく左右されるのが現実であって、「特に価値観が対立する事項に実質的かつ客観的に正当性をもって機能することができるかどうかきわめて疑問とされている」（[www.cc.matsuyama-u.ac.jp](http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp)）からです。『公』の仕事の筆頭に、社会保障制度がある」と言われます。とすれば公共の福祉としての社会保障は、例えば、総額二兆円の定額給付金は、一方では『物価高で家計は火の車だ』と給付金を待ち望む人も多いことも事実であると思いますが、他方では、「医療や介護の現場は深刻」で、「二兆円を撤回すれば簡単」（川上高志氏）に解決すると思われるからです。ここに日本国憲法に規定されている「公共の福祉」とは何か、社会福祉（社会保障）の観点から改め

て問い直しを求められる大きな理由があります。その意味では、「憲法がうたう『公共の福祉』は、お上（官）によって与えられるものではなく、一般市民が構成していくもの（レス・プブリカ）と考えられなければならない」（山脇直司氏）からです。これは、より人間らしい暖かい福祉の心の育成であり、社会福祉・社会保障の問題として地域社会全体が関心を持ち解決していかなければならない問題です。この「社会福祉学研究第4号」が、伝統的な劣等処遇の福祉観「ウェルフェア」から人間の権利の尊重と最善の利益に重心を移動して、自己実現の支援をめざす新しい福祉観「ウェルビーイング」へと福祉観の進歩的な変容をもたらし、現代日本の社会福祉・人間福祉の理念と実践の構築に少しでも生かされんことを願うものです。

2009（平成21）年3月1日（日） 春の陽射しの柔らかな佳き日に